

労働者供給事業計画書

1 計画対象期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 労働者供給計画

(1) 供給計画	①職種名						計
	②常時供給数	人	人	人	人	人	人
	③臨時的供給数	人	人	人	人	人	人
	④計	人	人	人	人	人	人
(2) 供給先の確保計画							

3 労働者供給事業収支予算

(1) 収支の部	科	目	金 額 (円)	摘 要
	計			
(2) 支出の部	科	目	金 額 (円)	摘 要
	計			

様式第3号（第2面）

（記載要領）

- (1) 2の（1）欄には、計画対象期間において、職種別の供給組合員等の見込みの数の実数を、常態的な供給対象組合員等と、他の事業所に雇用されているもので、雇用主の了解をとって仕事の繁閑に応じて臨時的に供給の対象となる組合員等に区分して記載すること。
- (2) 2の（2）欄には、計画対象期間において、職種別の供給可能な供給先の見込数を記載すること。
- (3) 3については、①計画対象期間における事業の運営に必要な経費の出所と額及びその費目別支出計画、②組合費、その他組合員等から徴収する経費の額並びにその算出方法、徴収方法（徴収の時期、回数、その他）などを記載すること。

なお、この場合、当該記載内容を満たす別葉の書類がすでにあるときは、当該書類を活用することによって、本欄の記載を省略してよいこと。

様式第 3 号（第 3 面）

労働者供給事業を行う労働組合は、職業安定法その他次に掲げる労働関係法令にかかわる重大な違反がないことを誓約します。

- 1 労働基準法 117 条及び第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定にかかわる同法第 121 条の規定
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第 58 条から 62 条までの規定
- 3 港湾労働法第 48 条、第 49 条（第 1 号を除く。）及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定
- 4 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第 12 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同法第 13 条の規定
- 5 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第 19 条、第 20 条及び第 21 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 22 条の規定
- 6 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 62 条、第 63 条及び第 65 条の規定並びにこれらの規定に係る同法第 66 条の規定
- 7 林業労働力の確保の促進に関する法律第 32 条、第 33 条及び第 34 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 35 条の規定